

京都市告示第 443 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成17年2月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成17年3月1日(火)、2日(水)及び3日  
(木)

(歴史資料館)